

平成19年度第4回市政モニターアンケート調査集計表

第4回市政モニターアンケート調査（薩摩川内市自治基本条例制定に向けたアンケート調査）の結果がまとまりましたので報告します。

1 条例について

問1 「自治基本条例」について知っていましたか？(1つ)

- 1 どのようなものか知っている (21)
- 2 聞いたことはあるが、内容は知らなかった (34)
- 3 聞いたことがない (21)

2 35の条項について

薩摩川内市は、この条例を制定することによって、市民と市の間で「情報共有」「協働」「参画」が進み、子どもや孫、その先の代まで「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思ってもらえるような「明るく豊かなまち」をつくることを目標としています。

子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、同じ方向を向き、協力し合い、行動していく、そのようなまちづくりを進めるために、下記の設問にお答えください。

問1 条例を読んで、気になる条項がありましたか？(5つ以内)

- 1 ある ⇒ 問2へお進みください (19)

気になる条項	件数	気になる理由
第1条	2	○「市民」と「住民」の使い分けがわからない。 ○住民自治による自立した地域社会とは何か。
第2条	4	○(1)「市内に居住し」とは、住民票を置かず単身で住んでいる人が自治会加入をしないことも含まれるのか。 ○「コミュニティ」「職員」の定義の追加する。 ○(1)「市民」の中で、いずれかの自治会への入会を強制づける。 ○市民、事業者、市、まちづくり、協働、参画はそれぞれすべて [] で囲まなければ明確に理解できない。
第3条	2	○市民と市が一体となって取り組む場が、常時保てるか。 ○常に対等な関係ができるか。市民との対話が、協議に活かされるか。
第4条	3	○第3項に「市民は・・・」と挿入し、第2項との調和を図る。 ○市民が条例にしばりつけにならないように願いたい。 ○尊重されているとは思わない。
第5条	3	○「権利」と「責務」の関係が抽象すぎないか。

		<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりに参画する場が，常時保てるか。 ○参画する権利が活かされていない。
第7条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の育成は当然のこと。職員のサービス，態度（特に窓口）を育成すべき。
第9条	5	<ul style="list-style-type: none"> ○第3項を第1項にもってくる。 ○第2項中，職員は「まちづくりに携わる専門家として」とあるが，自治会未加入で専門家になりえるのか。 ○「奉仕者」という言葉がうまくわからない。違和感を感じる。 ○市民と職員が意見交換をする場が，スムーズに作れるのか。 ○支所職員の大半が，全体の奉仕者としての認識が希薄である。これらの教育を徹底することが大切。
第10条	3	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供の遅延がないようにする。 ○わかりやすく提供しているとは思わない。 ○「広報薩摩川内」が，以前より面白くない。細かな情報が少ない。
第11条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○「原則として」は，非公開情報を広げやすい。
第13条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○地区コミ協議会を通じて行うことになると思うが，うまくいくのか。
第14条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○参加不能な人（老齢・肢体不自由者）を指すのだろうが，利己主義を助長しないような表記にしたらどうか。
第15条	2	<ul style="list-style-type: none"> ○「参画」の具体的方法。仕組みを明示すること。 ○今まであまり気にしていなかったが，企画等の重要性を深く感じた。
第17条	3	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の要望は切実なもの。簡単に回答しないこと。 ○意見，要望，改善，苦情等の内容を公開すべき（もちろん，提示者が不詳でも可）。
第20条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○地区コミュニティ協議会は，市とは対等である。別格の自主組織であり，条例に入れる必要はない。削除する。
第21条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区とは具体的に何を示すのか述べていない。
第22条	1	<ul style="list-style-type: none"> ○コミ協の役員は非常に高齢者が多く活発な活動ができないと思うので，市の支援は絶対必要である。
第23条	4	<ul style="list-style-type: none"> ○これからの防災活動が大変と思っている若者がいない。 ○「自治会に加入し，その活動に参加するよう努めるものとする」をもう少し強い表記にしたらどうか。 ○自治会加入は，コミュニティ活動の基礎であるにもかかわらず，非参加・不加入の場合はどうなるか述べていない。
第24条	3	<ul style="list-style-type: none"> ○市はコミュニティの活動に対して支援すべきである。「することができる」という考え方は，行政本位の考え方ではないか。 ○自治会活動が忙しく，役員のなり手がいない。高齢者ばかりである。 ○地区コミ，自治会の活動に対しては，今後市として支援が重要になると思う。活動の基礎となる予算で，補助金の支援は必要なので，是非，予算化の実現をしてほしい。 ○自治会活動は，支援なくしては何事も具体的に進まない。活動費の積極的な投入を実施すること。

第27条	4	○わかりやすい説明を心がけること。決定ありきであってはならない。 ○具体策を明示すること。 ○11条に比べ、「原則」がないのでよい。 ○説明責任を果たしていない。
第29条	2	○すべて議決を必要とされているが、市長（全市民で選出された）判断で、市民の意思を聞くという方法もあってよいのではないか。より直接的に市民の意志が反映されるのではないか。 ○条例の改廃には、議決を必要とするが、市民の意思の把握にはすべて議決が必要だろうか。
第30条	1	○具体策を明示すること。
第32条	2	○業務改善をしているとは思わない。 ○「市民サービス」とは、どこまで含まれるか。定義が分からない。
第34条	1	○「運用状況を調査し、市長に意見を述べる」の調査結果は、市民へ公表されるのか。
全体をとおして		○「協働」の意味を解説文を読めば、その通りだが、会話の中で聞く人は、「共同」や「協同」をいう単語の漢字を思い浮かべて聞くのではないか。

2 ない ⇒ 問3へお進みください (57)

問2 その条項が気になった理由を教えてください。

問1の表へ記載

問3 条例を読んで、気になる表現がありましたか？

1 ある ⇒ 問4へお進みください。 (15)

2 ない ⇒ 問5へお進みください。 (61)

問4 その表現が気になった理由を教えてください。

理 由	
1	○第5条で「自らの発言と行動に責任を」という表現で、行政側にもその文言は必要不可欠と思う。 ○第6章のカタカナ表現が気になる。第31条の「ニーズ」、第32条の「サービス」という表現は、時代と共に内容が変容しないようきちんと定義して()で後ろに記述したほうがよいと思う。
2	○第3条「行政と市民が対等な立場」という関係が保てるかどうか。
3	○第2条中(3)(4)で(3)に「市」は、「議会を除く執行機関」をいうとあるが、(4)で「市の執行機関」は、「市長、教育委員会・・・という。」となっている。(3)と(4)の関係が理解できない。
4	○全体的に「権利」の表現が目立ち、「義務・責務」、市民を鼓舞する表現に遠慮が見られる。
5	○第2条(6)「協働」の事項について、現在、共生・協働という表現が多く見られるが、特に「市民及び市が共通の目標に向かって対等の立場で、お互いの自主性を・・・」とあるが、行政が主導的立場で推進する部分があっても良いのではと思う。

6	<p>○「～できる。」「～に努める。」「～しなければならない。」等の文末の表現が気になるが、よく考えて条文ができていると思う。</p> <p>○総則2条の(1)「市民」は、市内に居住する者、<u>市外から通勤・通学する者の意味か。</u></p>
7	<p>○薩摩川内市自治基本条例⇒薩摩川内市まちづくり基本条例と修正する。</p> <p>○前文から第1章「総則」までの文章。この条例を制定するにあたっての諸問題の例示が書かれていない。何がどう変化しているのか、皆目わからない。市民が今直接感じていることを適切に表現すべきである。(地域社会が脆弱化していることも含めて)</p>
8	<p>○「～しなければならない」という表現を「～ものとする」にする。</p>
9	<p>○法令の定型表現だと思うが、全体にとっても読みづらく、書いてある内容が読み取りにくい。せっかく新たに制定するなら、考えて読まないの意味が通じにくい表現ではなく、読めばすぐに意味が分かる表現に工夫できないか。</p>
10	<p>○第5条「市民の参画する権利」の具体的内容を明示する。</p> <p>○第10条「・・・総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。」⇒努めるための具体的施策を明示する。</p> <p>○第13条第2項「適切な措置」⇒具体的施策の明示</p> <p>○第14条「参画の機会を設けなければならない」⇒具体的施策の明示。</p>
11	<p>○第22条の「市は～努めるものとする」2項は「市は～進めなければならない」と表現が相違する感じがする。市は「・・・なければならない」との義務的表現が大半であり、市民は「・・・努めるものとする」(例：第20条、第23条のごとく)。表現(文章)を統一したらどうか。「努めるものとする」は文体が硬い気がする。</p>
12	<p>○例えば第3条で、「市民及び市が一体となって～」美辞麗句はうたってあるが、具体性が見られない。</p>
13	<p>○第4条「市は、この条例の・・・尊重する」では、尊重しないときもありえると解されるので、「市は、この条例の趣旨に基づき、市政を運営する」と限定すべき。</p> <p>○第5条「自らの発言と行動に責任を・・・」では、積極性と自発性を奪う恐れがあるので、「自らの発言と行動が建設的となるよう責任を・・・」のような表現に変える。</p>
14	<p>○第11条(情報の公開)に関し、直接的に気になる表現ということではないが、国及び地方自治体が関与する事件、事故の際に、国民・住民等が口にする不満・苦情の中で一番多いのは情報の公開に関する事柄である。これからの民主自治行政において、情報公開は非常に大きなウエイトを占める。責任を行政と住民両方で分担することにより、より進んだ行政へと変化する必要がある。(従って、第11条だけでなく公開に関して更に具体的に分かりやすく記述する必要がある。)</p>
15	<p>○全体的に硬い感じで読みづらく分かりにくい。もっとやわらかい表現にすべき。</p>

問5 この条例を読んで、あなたは今後「情報共有」「協働」「参画」を進めるために、市政経営のあり方でどのようなことが特に大切だと思いますか？

(3つ以内)

1 国や県と対等の立場で協力し合い、市としての考えを持つこと

(21)

- 2 市民と情報を共有し，市民の意見に基づいて経営すること (26)
- 3 計画づくりや施策づくりへの市民参画を広げること (21)
- 4 市民活動やボランティア活動を支援すること (21)
- 5 施策や事業の成果を評価して，次の計画に生かすこと (23)
- 6 効率的で健全な財政運営を続けること (22)
- 7 市民の苦情や相談にていねいに応えて，行政に生かすこと (23)
- 8 行政情報・財政情報を公開し，透明な行政にすること (34)
- 9 市民の知る権利を大切にし，説明責任を果たすこと (18)
- 10 市民の個人情報を実際に保護すること (8)
- 11 その他 (1)

理 由	
1	「協働」「参画」という言葉が独り歩きをしないように注意することが必要だと思う。責任転嫁や負担増というような状態にならないために十分留意すべきだと思います。

問6 あなたが，今後「情報共有」「協働」「参画」を進めるために，市政経営のあり方で大切だと思うことは，この条例の中に盛り込まれていますか？

- 1 盛り込まれている ⇒ 「**2 35の条項について**」の設問は以上です。「**3 まちづくりへの参加の方法**」へお進みください。

(71)

- 2 盛り込まれていない ⇒ **問7**へお進みください。

(5)

問7 どのような項目を追加したら「情報共有」「協働」「参画」は推進されると思いますか？

追加する項目	
1	○地区コミュニティ協議会の役員の方々は，定年退職して第一線を退いた人達がやっている。ある程度ボランティア活動はできるが，活力の

	ある地域興しは望めないような気がしてならない。特に農村部は、生き残りができるのかと不安である。行政改革推進でむしろバックアップをすべきと思う。
2	○「協働」にこだわるようだが、協働を重視しながら進める行政は、結果的には進展の妨げとなる恐れはないものかと思う。
3	○まちづくりに関する知識、技術の普及を図る。調査研究の推進を図る。 ○技術的な援助や財政的援助を行う。
4	○それぞれの具体的施策を明文化しなければ、具体的な行動には発展しないと考える。理念だけではなく、具体的な施策を書き込んでいただきたい。
5	○基本条例を経月年（6ヵ月後や1年後）毎に実績（結果）を公表し、市民に評価を求める項目を追加するべき。（第34条の審議会は運用状況を市民にも同時に公表すべきである。）

3 まちづくりへの参加の方法について

問1 あなたは、「まちづくり」*に参加したことがありますか？

- 1 ある ⇒ **問3**へお進みください (51)
 2 ない ⇒ **問2**へお進みください (25)

※ まちづくり・・・ 従来考えられていた道路や公園の整備などハード面だけでなく、地域の特性を生かした個性的で魅力ある地域づくり、活力と潤いのある地域社会を実現するために行われるソフト面も含んだ公共的な活動をさします。

問2 「まちづくり」において、参加しづらい理由は何ですか？(複数)

- 1 参加する時間がないから (5)
 2 どんな活動が行われているのか知らないから (17)
 3 きっかけがないから (11)
 4 活動の時間があわないから (5)
 5 人間関係がわずらわしいから (3)
 6 活動に伴う責任が重荷になりそうだから (3)
 7 身近に一緒に活動する仲間がないから (3)
 8 参加するまでの場所が遠いから (4)
 9 興味ある活動テーマがないから (3)
 10 関心がないから ()
 11 活動の規模が大きすぎるから ()
 12 その他

問3 「まちづくり」において、参加してもいいと思う方法は何ですか？(複数)

※この場合の「参加」は、意見を述べること・興味をもって聴くことなども含まれます。

- | | |
|-------------------------------------------|--------|
| 1 市長との意見交換会への出席 | (29) |
| 2 地域での説明会，意見交換会への出席 | (44) |
| 3 市民意見公募（パブリックコメント）を活用した意見の提出 | (23) |
| 4 審議会などへ公募委員としての参加 | (9) |
| 5 計画策定に係る作業部会（ワークショップ※ ¹ ）への参加 | (14) |
| 6 フォーラム※ ² への参加 | (14) |
| 7 アンケート調査への回答 | (43) |
| 8 市政モニターへの応募，参加 | (28) |
| 9 市民投票における投票 | (23) |
| 10 電子媒体等（電話・FAX・インターネット）を利用した意見の提出 | (18) |
| 11 まちづくり団体への参加 | (20) |
| 12 参加できない | (1) |
| 13 その他 | () |

※1 ワークショップ

特定のテーマの報告や問題提起をうけて、参加者が自由に意見交換を行う場で、その成果を生かして研究の水準向上に役立てることが期待される。

※2 フォーラム

一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。また、数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

4 自由意見

設問のほか、薩摩川内市自治基本条例に関し、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

意見

1	市民の政治，とりわけ市政に対する意識の変革は，目覚しいものがあるとき，行政に携わる市職員の意識改革は進んでいないどころか旧態依然だと思ふ。各々がその専門性を発揮して地区コミュニティ活動に参加するなど市民としての目線で物事に対処する姿勢が課題と感じる。「旗振れど踊らず」の態度は，目に余る。職員である以前に市民という意識をもつことが大切である。。
2	「豊かで美しい自然に抱かれた」だけではダメである。それぞれの地区に活力がないと向田・大小路・旧4町，旧甑島4村は生き残れない。まちづくりについて1万人アンケートをやったらと思う。若い人の意見，高齢者の住みよいまちの意見など。
3	過去，市町村行政の変革として，「小組合」⇒「公民会」⇒「自治会」と変動する中において，中央地域・地方地域との格差が懸念される。特に条例でもうたっている情報・協働・参画がアンバランスにならない事が大事だと思います。
4	市議会について，党派，会派との関係もあり，一概には難しいかもしれないが議会のあるべき姿（議会のあり方，定数，報酬等）についてもよいのではないか。
5	現在のところ，条例の具体的な必要性を感じていないため，理解しているようで理解できておらず変な気持ちである。
6	市と地区コミュニティ協議会について，一章研究し，条例化してもいいのではないか。研究が必要である。
7	条文が官庁特有の表現で非常に難しく，理解できない。
8	難しい条例がたくさんあると思うが，各条例を確実に実行して1日でも早く，町には活気が溢れ，市民が安心して暮らせて，本当に薩摩川内市民でよかったという日が来ることを願う。
9	市の行政事務を地区コミュニティ協議会に転嫁する根拠とならないよう，運用に当たって留意して欲しい。
10	建前だけでなく，市民の目線に立った行政が行われることを期待する。
11	これから高齢化が進み市街地と山村部の差が増えると考えられる。その時，13条の協働ができる部分があるのか。その結果14条の配慮がどんな形でなされるのか少し気になる。
12	「市民と市がそれぞれ対等な立場で」と言葉ではあっても，「市が，市民を受け入れる（コミを受け入れる）」という雰囲気を感じられる。『市』といっても，職員一人ひとりが，「協働」「共生」「参画」の意味を分かることが，大切だと思うが，現時点でどうだろうか。そういう教育（研修）には，お金がかかってもしっかりと取り組んで欲しい。そして職員も「市民」なのだから，自分や家族の暮らしやすさをしっかり考えて欲しい。
13	用語（市民，参画等）の解説がありよく分かる。また，本文（条文）が平易で理解しやすい。 他の市町村で既に基本条例が制定されているのであれば，良いところを参考にしながら早目に本市でも制定して欲しい。 地区コミ活動への一層の支援が地域の活性化，自治活動の推進（発展）に役立つものとする。（第6章 コミュニティ）
14	他の県・市のまちづくり条例も参考にされたと思うが，条文が多すぎるのではないか。 市民の安心・安全に対する文言が一言，一行もないことはおかしい。
15	自らが市民の一員である自覚と誇りを持つ事が大事。自分自身が自分の生きる街を愛し，煩惱を持つ事が大事だと思う。
16	基本理念と情報共有，協働，参画の3本柱が具体的に網羅されており，

	市に厳しい条例になっていると思う。合併から3年余り経つが、合併の効果をフォーラム委員が専門部ごとに年1回くらい検証の機会があってはと思う。
17	市民の声をより多く知るために、地域での説明会などは継続して開催していくことが大事だと思う。
18	各々条例一つ一つ良いことばかりだが、「本当の暮らしはどうだろうか」と思うと、新しい支払いが増え、今まで班長さんがしていた取りまとめがすべて郵送されてくるように感じている。市の経費を増やし、班のコミュニティが減っていくことになっているのではないか。
19	条例にしばりつけないで、市民が安心できる行政運営をしていただきたい。市民が苦言する事は、それなりの事情と説明不足があるもと考えられる。
20	少子高齢化の社会の中で、市の中心部と周辺部での町づくりの意識（意欲）が違っているように感じる。高齢者の多い地域では、協働しての活動意欲はあっても、思うばかりで前進することができない。基本条例を制定することにより、行政・事業者・市民がお互いに補完し合って、明るく豊かな薩摩川内市になることを期待する。又、自分たちも今以上に今何をしなければならないのかを意識して活動したい。
21	骨子には示されていなかった（市民投票）が、第29条に入った。しかし、「市民投票」ではなく、一定数以上の市民から請求があれば（10分の1以上など）「住民投票」を実施することを明示されたい。
22	元気のあるまちづくりを推進するために、即断、即決やる気のある課の設置を望む。 原発、産廃処理場（設置された場合）、存在のメリット・デメリット面を公開するべき。（不明な点が多い） 高齢者ホームへの入所希望をしても、100人待ちとかで半年たっても入れない実情である。そのような状況の中、希望者は、病院をたらい回しにされて衰弱死する状況であり、何とか改善できない（ホームへ入れるように）ものなのか。
23	地方自治の自由裁量範囲を広げるには、効率的な財政運営が最も大切な基礎となる。市予算の中で、人件費に占める割合はかなり大きく、このまま進めば、予算の硬直化につながる。IT技術の進歩に伴い、職員の中に占める事務部門を大幅に削減し、その分をもって市民の安全・財産・生命に係る警察・消防・医療等に更に配慮していかねばならない。
24	今回のモニター調査は難しいようである。もっと具体的に内容が必要である。
25	市民として生活して行くのにすごく当たり前のことを、条文にこと細かく「ならない」「とする」の二語で括られている。条文とは、人の心を冷たくさせる表現しか持ち得ないのか。複雑な気持ちになった。
26	「しなければならない」「努めなければならない」の文言が多いように感じた。 条例なら行政は当然努力すべきであると思うが、市民も当然支持するため理解を深める努力が要求されると思います。
27	条例が出来上がったときは、市民へ配布をしてほしい。